平成２１年（フ）第４３２号
群馬県高崎市箕郷町白川1739番地２
債務者　清水　悦雄
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第５８３号
埼玉県所沢市大字久米1394番地の２　ドエル・アキバＢ―201
債務者　染谷いづみ
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６０３号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地こま川団地２街区７棟102号
債務者　関　由紀子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６１８号
埼玉県ふじみ野市大井中央４丁目６番16号コーポ武蔵野203、前住所埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡１丁目３番58号　第一ルビーライト鶴ケ岡106
債務者　内田　守夫
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６２３号
埼玉県入間市向陽台１丁目１番地24　駅前プラザ18―106、前住所埼玉県入間市黒須１丁目12番２―505号
債務者　寺沢　博明
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６２４号
埼玉県入間市向陽台１丁目１番地24　駅前プラザ18―106、前住所埼玉県入間市黒須１丁目12番２―505号
債務者　寺沢　俊子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６３２号
埼玉県所沢市大字中新井511番地の１
債務者　岡部めぐみ
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６３８号
埼玉県所沢市大字中新井511番地の１
債務者　岡部　　純
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６５２号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地３街区３棟301号
債務者　佐々木　忠
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６５３号
埼玉県所沢市緑町３丁目23番22―208号パークマンション３
債務者　川合　　泉（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６５８号
埼玉県坂戸市溝端町１番地５―1006
債務者　内田　照夫
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６６６号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷477番地２　サングリーンコーポ202号
債務者　山崎　正樹
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６６７号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷477番地２　サングリーンコーポ202号
債務者　山崎　悦子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４２９号
埼玉県比企郡小川町大字大塚619番地
債務者　石川　双葉
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３２３６号
札幌市白石区東札幌２条５丁目６番７―605号
債務者　佐藤　弘輝
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４０９号
札幌市東区北12条東５丁目１番１―302号
債務者　岡田　基宏
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４１０号
札幌市東区北12条東５丁目１番１―302号
債務者　岡田めぐみ
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部